

議第52号

平成20年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算

(総則)

第1条 平成20年度京都市高速鉄道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成20年度京都市高速鉄道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計) 千円
	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	
第1款 高速鉄道事業費用	43,129,000	7,000	43,136,000
第3項 特別損失	44,172	7,000	51,172

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	収 入		(計) 千円
	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	
第1款 資本的収入	37,264,000	2,597,000	39,861,000
第4項 出 資 金	8,614,000	2,597,000	11,211,000

(科 目)	支 出		(計) 千円
	(既決予定額) 千円	(補正予定額) 千円	
第1款 資本的支出	42,217,000	2,597,000	44,814,000
第1項 建設改良費	2,472,923	2,597,000	5,069,923

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

2 高速鉄道

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
壬生庁舎解体撤去費	—	千円 —	平成21年度	千円 11,000

(他会計からの出資金の補正)

第5条 予算第9条第1項中「452,000千円」を「3,049,000千円」に改める。

平成20年5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

提案理由

株式買取り及び壬生庁舎解体撤去に要する経費を補正する必要があるので提案する。